

医療安全管理基本指針

1、安全管理に関する基本的な考え方

患者さんが安心して安全な医療が受けられるように、職員一人一人が医療安全の必要性・重要性を認識し行動できる体制を確立し、事故防止に取り組む。

2、医療安全管理対策の組織

医療安全管理室に専従の医療安全管理者を配置し、医療安全に関する重要事項を審議する医療安全管理委員会を週1回開催する。必要時は、臨時医療安全管理委員会で協議し、問題解決に努める。また、各部署に医療安全推進委員を配置し、院内への情報の周知徹底を行う。

3、職員の研修

医療の安全に関する意識の向上、医療の質の向上を図るため、全職員に対し、医療安全管理に関する研修を年2回以上行う。また、医薬品や医療機器の安全な使用のための研修も必要に応じ随時行う。

4、医療安全確保、改善のための方策

医療現場で発生したインシデン事例等は、医療安全管理室に集約し、報告された事例については再発防止に向け、各部門と連携して、原因分析及び改善策の検討を行う。改善策は、医療安全管理委員会を通じて全職員に周知し再発防止に努める。

5、医療事故発生時の対応

医療事故等が発生した時は、直ちに救命処置を優先し、救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。病院長は、緊急医療安全管理委員会を招集し、対応を検討する。患者さんや家族の方々には事実関係に基づき十分な説明を行う。

6、職員と患者さんとの情報共有

この指針は、患者さんや家族の方に、医療安全に関する理解と協力を得るため、院内掲示・ホームページに公開し、積極的な情報共有に努める。

7、患者さんからの相談への対応

患者さん家族の方からの医療に関する相談・意見・苦情に対応する、「患者さん相談窓口」を設置し、医療安全管理者を含む関係職員が担当する。また、相談により患者さんや家族の方が不利益を被ることがないように、個人情報保護に十分配慮する。

8、医療安全の推進

医療安全を推進するため、「医療安全管理マニュアル」を各部署に設置し、職員に周知徹底を図る。また、マニュアルの見直しを随時行う。